



知基第291号  
令和3年2月17日

外務省特命全権大使（沖縄担当）  
橋本 尚文 殿

沖縄県知事 玉城 デニー



### 国頭村辺戸岬周辺における米空軍第353特殊作戦群所属のMC-130J 特殊作戦機による低空飛行訓練について（抗議）

令和3年2月4日に国頭村辺戸岬周辺において、米空軍第353特殊作戦群所属のMC-130J特殊作戦機が、2度に渡り低空飛行訓練を行いました。

沖縄県は、令和2年12月28日から本年1月6日にかけて、座間味村及び渡嘉敷村周辺において同作戦機による低空飛行訓練が行われた際に、地域住民に大きな不安を与えたことから、米軍及び日米両政府に対し、提供施設・区域外における訓練や県民に不安に与えるような低空飛行訓練を行わないことを強く要請したところであります。

その際、沖縄防衛局からは「より沖合で訓練を実施するなど、周辺住民に与える影響を最小限にとどめるよう、米軍に対し申し入れを行っている」との回答があったにもかかわらず、再び提供施設・区域外において低空飛行訓練が繰り返されており、また、県が米軍に対し抗議を行った翌日に訓練が実施されたことは、米軍が県の抗議・要請や県民の不安を軽視していると言わざるを得ず、大変遺憾であります。

さらに、このような訓練が常態化することは、断じて容認することはできません。

県としては、県民の生命、生活及び財産を守る立場から、今回の事案に強く抗議するとともに、基地の提供責任者である日本政府に対して、以下のことをについて強く要請します。

#### 記

- 1 提供施設・区域外における訓練を一切実施しないよう米軍に強く働きかけること。

- 2 平成11年1月14日に公表された日米合同委員会合意に規定された国際民間航空機関（ICAO）や日本の航空法における最低高度基準を遵守し、県民に不安を与えるような低空飛行を行わないよう米軍に働きかけること。
- 3 今回の米軍航空機の飛行高度について、詳細を分析の上、最低高度基準に抵触するか否かを明らかにすること。
- 4 米軍の演習・訓練等の諸活動の実施については、提供施設・区域内において行うことや航空法等の国内法を適用する旨を明記するなど、日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。